

2016

4

NO.377

春の特別号

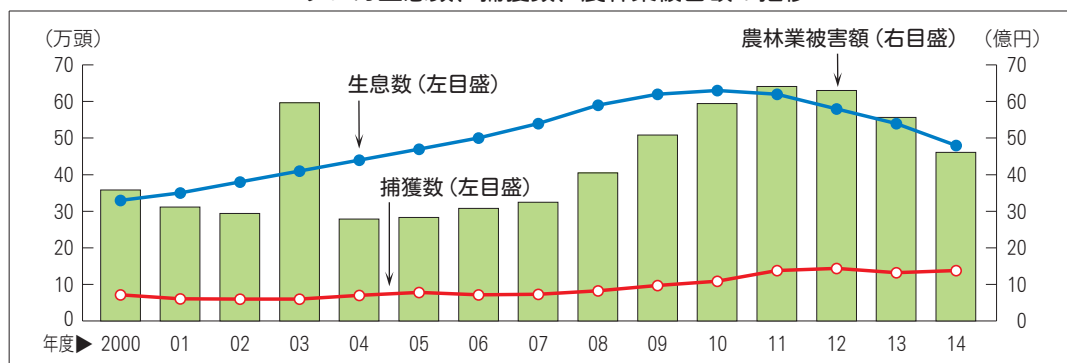
調査ニュース

今月の注目点

～ エゾシカ肉のブランド力向上に向け道が認証制度導入へ ～

近年、ジビエブームや健康志向の高まりなどから、エゾシカ肉が注目されています。道内におけるエゾシカの生息数は、個体数管理の取り組み等により2010年度（約63万頭）をピークに減少傾向にあります。一方、農林業被害額は年間46億円（2014年度）にも上ります。一方、捕獲数は約14万頭（2014年度）と、ここ数年概ね横ばいで推移。一部は食肉向けに加工処理されるものの、ハンターによる自家消費分を除くと、そのまま廃棄処分される個体数が約7割を占めており、捕獲数の底上げに加えて、捕獲後の有効活用が大きな課題となっています。こうした中、道は2016年度、エゾシカ肉を適切な衛生管理のもとで処理する施設を対象に、公的な認証制度の導入を予定しています。認証制度の導入により、安全・安心な道産エゾシカ肉のブランド力と需要が一層高まり、被害の抑制とともに地域経済の活性化につながることを期待されます（P3-5に関連記事）。

エゾシカ生息数、捕獲数、農林業被害額の推移



(出所) 北海道

最近の道内経済動向	2
トピックス	
● エゾシカの有効活用による地域活性化	3
● 2016年度の制度変更等から	6
経営のヒント	8
● 間近に迫った医療法人制度改革 ～ 改正医療法の概要と施行に向けて準備すべき事項 ～	
北海道の未来 シリーズ⑨ 寄稿	12
● 北海道における水素エネルギー活用の可能性	
海外の窓 ～道銀 ウラジオストック駐在員事務所だより～	16
● ウラジオストックで開催された「第1回東方経済フォーラム」	



最近の道内経済動向

○道内景気は、公共工事が減少しているものの、個人消費・民間投資の持ち直し、観光入込客の増勢持続などから、緩やかながらも持ち直し基調を維持している。

○先行きは、引き続き民需主導により、緩やかな持ち直し基調が続くと予想される。

※基調判断は、2016.3.11時点で入手可能な主要経済指標を参考とした（1月実績が中心）。

●個人消費は緩やかに持ち直している

1月の主要6業態別小売店の合計販売額（全店、1,655億円）は、前年比4.7%増と10カ月連続で前年実績を上回った。インバウンド効果の薄い地方店舗が低調だった百貨店（前年比▲0.1%）が前年割れとなったものの、スーパー（同6.4%増）、コンビニエンスストア（同1.6%増）など5業態が全体を押し上げた。1月の乗用車新車販売台数（軽含む）は、新型車投入効果（普通車）を主因に同3.5%増と、22カ月ぶりに前年を上回った。

（注）主要6業態とは、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア、及びホームセンターを指す。

●住宅建築・設備投資は持ち直し基調にある、公共工事は減少している

新設住宅着工戸数（1月）は、前年比17.1%増と2カ月連続で前年実績を上回った。貸家（同26.0%増）と分譲住宅（同62.0%増）が全体を押し上げた。設備投資は、15年度下期計画が前年同期比10.3%増（北海道財務局法人企業景気予測調査・16年1-3月期）となっており、持ち直し基調を維持している。公共工事請負金額（1月）は、前年比▲51.8%（58.3億円）と2カ月連続で減少した（4-1月累計：前年同期比▲15.0%）。発注機関別でみると、市町村が前年を大きく下回り全体を押し下げた。

●生産は横ばい圏内で推移している

鉱工業生産（1月）は、前月比▲0.1%と3カ月ぶりに低下した。携帯電話の春モデル投入に向け「無線通信装置」が増産となった電気機械（同13.8%上昇）など6業種が上昇した。一方、公共工事の減少を背景に「橋りょう」が減産となった金属製品（同▲12.8%）など9業種が低下した。

●輸出は一部品目での落ち込みを主因に減少の兆しがみられる

1月の通関輸出額（速報値）は前年比▲23.6%と3カ月連続で前年実績を下回った。西欧向けに「管・管用継手」が全増した鉄鋼（同87.5%増）等が前年を上回ったものの、リベリア向け「船舶」や北米向け「自動車の部分品」が減少した輸送用機器（同▲48.2%）、アジアなど向け魚介類・同調製品（同▲41.2%）等が前年を下回った。ウェートの大きい輸送用機器は5カ月連続で前年割れとなり、全体の下押し圧力となっている。

●観光は拡大基調にある

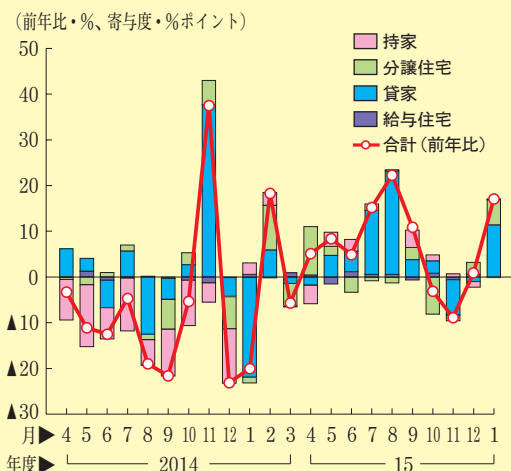
国内客が中心となる来道者数（1月、道外で入国手続き後に来道する海外客を含む）は、前年比7.7%増と15カ月連続で前年実績を上回った。一方、1月の外国人入国者数は、同46.5%増と35カ月連続で増加。北海道人気や運航便数の増加等を背景に、アジア客を中心に大幅な増加基調を維持している。

●雇用情勢は回復基調にある

1月の有効求人倍率（パート含む常用）は前年比0.09ポイント上昇の0.99倍と72カ月連続で前年を上回った。

新設住宅着工戸数の推移
（道内・利用関係別・寄与度）

2015年度累計（15年4月-16年1月）の新設住宅着工戸数は前年同期比6.1%増となっており、貸家の増加（同8.2%増）が全体の押し上げに寄与している。



（出所）国土交通省

エゾシカの有効活用による地域活性化

国内では北海道にのみ生息するエゾシカ。明治時代には乱獲などで絶滅寸前にまで激減しましたが、天敵であるエゾオオカミの絶滅や国の保護政策などによって生息数は増加傾向を辿り、1996年度には道内の農林業被害額が50億円を超えるなど深刻な社会問題となりました。その後、個体数管理の取り組み等により、増加には歯止めがかかったものの、捕獲数の底上げとともに捕獲後の活用が大きな課題となっています。こうした中、道内ではエゾシカを地域資源として有効活用しようと、様々な取り組みが広がっています。

高まるエゾシカ肉の需要

道の推計（2011年）によると、道内で捕獲されたエゾシカのうち、食肉製品として加工・販売に供されるのは約13%にとどまっています。ハンターによる自家消費分（全体の約6割）を除くと、約7割がそのまま廃棄処分されており、捕獲後の有効活用が大きな課題となっています（図表1）。

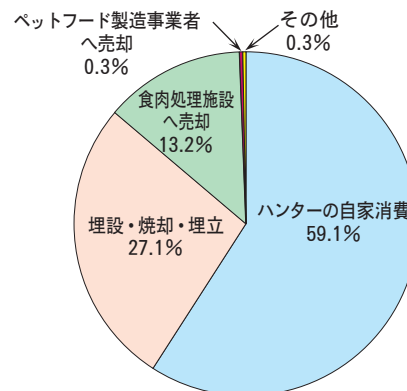
こうした中、エゾシカ肉の食肉としての活用が注目されています。シカ肉の需要は、欧米で高級食材であることから、従来一部のグルメ志向者向けが中心でした。しかし近年、首都圏を中心にジビエ（注1）ブームが起こったことに加え、更に、タンパク質や鉄分が豊富で低カロリー・低脂質のシカ肉を食べたいという健康志向の高まりもあって需要が増加。また道内では、食材として消費することでエゾシカ被害抑止に貢献したい、など環境保全を意識した需要もみられます。さらに、シカ肉の主要な輸入先であるニュージーランドの異常気象の影響で、同国産の製品価格が上昇したことをきっかけに、道外の高級レストランが輸入品からエゾシカ肉に切り換える例もみられるなど、エゾシカ肉の人気が高まっています。

鮮度維持方法やハンター不足への対応がカギ

エゾシカ対策に当たっては、いくつか課題もあります。その一つが鮮度維持の難しさです。ハンターによる捕獲から加工処理までの時間が長くなるほど風味が落ちたり衛生面で問題があるため、捕獲場所の近くに処理施設を設置する必要があります。この課題の克服に向けて試行されているのが、シカを生きたまま捕獲する方法です。処理場まで輸送する間の安全性確保やコスト面などでのハードルはあるものの、道内では300km以上の輸送実験に成功した例もあり、早期の実用化が期待されています。

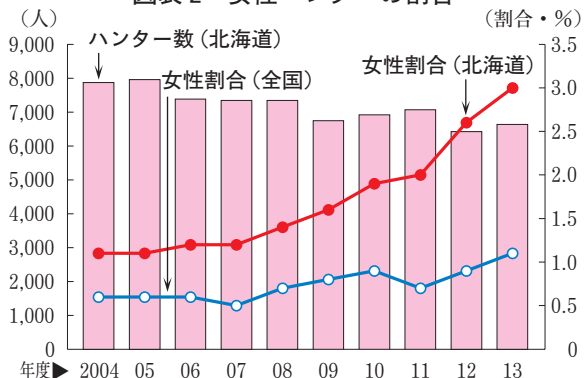
二つ目は、少子高齢化などによるハンターの減少であり、これに対しては、より効率的な狩猟方法が模索されています。シカの群れを餌場におびき寄せ、複数のハンターでまとめて駆除する「シャープシューティング」や、林道脇に餌場を置き、路上の車両内外から発砲する（注2）

図表1 捕獲されたエゾシカの処理状況（2011年）



（出所）北海道経済部

図表2 女性ハンターの割合



（注） 数値は第一種銃猟狩猟免許所持者のもの。銃猟の免許には、装薬銃（ライフル銃・散弾銃）及び空気銃が使用できる第一種と、空気銃のみ使用できる第二種がある。

（出所）環境省

「モバイルカリング」が、道内各地で実施されています。なおハンター総体の数が減少傾向にある中、明るい話題もあります。道内では食や環境問題への関心が高じて、狩猟に関心を持った若年女性による狩猟免許取得が増えており（図表2）、女性ハンター数は、都道府県別で第1位となっています。女性ハンターのネットワーク組織もあり、今後「狩りガール」の活躍する機会が増えそうです。

（注1） 狩猟により、食材として捕獲された野生の鳥獣のこと。

（注2） 通常、道路からの発砲は禁じられているため、特別な許可を得て行われる。

ブランド力強化に向け道が認証制度をスタート

道内では官民双方で、エゾシカ肉の有効活用に向けた様々な取り組みを行っています。北海道では、毎月第4火曜日を「シカの日」とし、エゾシカ肉のPR活動を6年前（2010年度）から開始。また、全国に先駆け、「エゾシカ衛生処理マニュアル」を策定。このマニュアル等を基に、（一社）エゾシカ協会によって、エゾシカ肉を衛生的に扱う食肉処理工場の認証制度（「エゾシカ肉認証制度」）が創設されました。こうした安全・安心な処理基準の構築などを背景に、大手スーパーを始めとして、エゾシカ肉を取り扱う店舗が増えています。また、シカ肉を使った料理教室を行う団体もあり、家庭の食卓にエゾシカ肉が浸透しつつあります。さらに16年度には、（一社）エゾシカ協会の認証制度を引き継ぐ形で、道が公的な認証制度（「エゾシカ肉処理施設認証制度」）の導入を予定しています。道産シカ肉製品への信頼やブランド力が一層高まるとみられ、更なる消費拡大につながる事が期待されます。

シカ肉で食育や地産地消を推進する釧路市阿寒町

地域ぐるみの取り組みも広がっています。

エゾシカ活用による地域活性化の取り組みで、先進的な地域として知られているのが釧路市阿寒町です。ご当地グルメ「エゾシカバーガー」の開発に始まり、2004年3月から活動する阿寒町エゾシカ研究会では、様々な主体が参画。地域の学校給食での提供を働きかけるなど、食育や地産地消の推進にも積極的に取り組んでいます。同会で中心的役割を担っているのが、北泉開発株式会社とそのグループ企業。同社の本業は建設業ですが、冬場の雇用対策などからエゾシカ事業に着目しました。阿寒地域の森林で捕獲されたエゾシカを一時養鹿したのち、処理・加工・販売まで一貫して行う日本初の企業です。参入当時はエゾシカ関連



エゾシカを捕獲するための大型のわな（模型。実物は奥行き約15m、幅は約20m。）
〈エゾシカ学習館（釧路市阿寒町）〉



釧路市阿寒町のご当地グルメ「エゾシカバーガー」
〈写真提供：北泉開発株式会社〉

の事業者がおらず、自前でやらざるを得なかったため、このような「6次化」スタイルとなりました。当然、建設業から参入した食品事業は全て手探りで、一からのスタート。例えば食品業で欠かせない衛生管理も、従業員の意識向上を図ることから始めなければならないほどでしたが、現在ではシカ肉に全国初のトレーサビリティを導入するまでに。同社のノウハウを参考にしようと、国の省庁や大手企業などが相次いで視察に訪れています。

このほか、斜里町では市場への安定供給を目的として道内のエゾシカ肉処理事業者が組合を結成。アンテナショップや観光牧場を開設するなど、エゾシカの総合的な利活用を推進しています。西興部村では、ハンター減少対策として、新人ハンターを対象とした研修や、エゾシカの魅力を体験できる一般客向けツアーなどを開催し、野生動物管理の担い手としての次世代ハンターを育成しています。また南富良野町では、農商工連携によるプロジェクトにより、エゾシカ肉を使ったご当地グルメを開発。イベントへの集客や観光に結びつける取り組みを行っています。

希少性と優位性を地域活性化に活かす

エゾシカの有効活用は、地産地消・食育・ご当地グルメ開発・観光振興による地域活性化、農林業被害・交通事故・生態系への悪影響などの抑制、エゾシカ対策に係る地方自治体などの経費削減など、様々なメリットがあります。

本道にしか生息しない希少性や、ヘルシーな食材としての優位性を有するエゾシカ。地域経済活性化を後押しする地域資源として、食肉向けを中心に活用が今後ますます広がり、北海道ブランドとしての存在感が着実に高まっていくことが期待されます。

（渡辺 拓）

エゾシカの有効活用に向けた道内の取り組み事例

	取 り 組 み 主 体	取 り 組 み の 概 要
小 売 り 事 業 者	イオン北海道(株) マックスバリュ北海道(株) (札幌市)	北海道庁作成の「エゾシカ衛生処理マニュアル」に加え、同社の衛生処理基準に基づいて解体・加工されていることを直接確認したエゾシカ肉を、2015年6月より一部店舗で販売。商品の特徴は、生産履歴の確認が可能、産地で真空パック化後に急速冷凍し鮮度が保たれているなど。
	生活協同組合コープさっぽろ (札幌市)	組合員からの強い要望等を受け、2013年10月よりエゾシカ肉の取り扱いを開始。生肉・加工品とも豊富な種類を扱う。安全性の確保のため、厳しい衛生管理基準を設ける。北海道庁と包括連携協定を締結しており、共同で行うエゾシカ肉の消費拡大の取り組みとして店頭での普及啓発活動を実施している。
認 証 制 度	(一社)エゾシカ協会 (札幌市)	安全・安心なエゾシカ肉を消費者に届けるため、「エゾシカ肉認証制度」を2007年に開始。エゾシカ肉を扱う食肉処理工場を専門検査員がチェックし、北海道庁「エゾシカ衛生処理マニュアル」に基づいた処理に加え、厳しい衛生基準をクリアしている処理工場の製品(食肉)に認証マークの使用を認める。また、エゾシカ肉の消費拡大に伴い加工食品への利用が増加していることから、2012年7月、加工食品についても認証制度を創設した。
	北 海 道 庁	(一社)エゾシカ協会の認証制度を引き継ぎ、2016年度、エゾシカ肉を適正に処理する食肉処理施設を対象に認証制度を導入する。北海道HACCPで評価段階A以上であること、書面による生産履歴確認が可能であること、などと要件を厳格化。安全・安心なエゾシカ肉の提供と販路拡大を図り、地域ブランド化を推進する。
普 及 啓 発	NPO法人エゾシカネット (札幌市)	札幌市内でエゾシカの生態などを学ぶ市民団体のメンバーが中心となって、2015年3月に設立。道内でエゾシカ活用の機運を高めることを目的とする。本年度は札幌市内などでエゾシカ肉を使った料理教室やイベント、勉強会などを開催。
	(一社)札幌消費者協会 北海道エゾシカ倶楽部 (札幌市)	他のエゾシカ関連団体と連携を図り、エゾシカ有効活用に向けてのセミナー、料理教室の開催、狩猟地区の現場視察、イベント等への参加を行っている。また、北海道観光に興味を持つ道外及び外国の方々に、ホームページを通じてエゾシカ料理の魅力を紹介している。
	北 海 道 庁	毎月第4火曜日を「シカの日」(4[シ]+火[カ]=シカ)とし、エゾシカ肉を多くの人に食べてもらえるようPR活動を展開。コック帽をかぶったシカのイラストが参加店(294店:2015年11月末現在)の目印。「シカの日」に賛同する、「認証エゾシカ肉」を扱う飲食店や販売店が、エゾシカ料理の提供やエゾシカ肉の販売を行う。
地 域 の 取 り 組 み	エゾシカ食肉事業協同組合 (斜里町)	2006年10月、エゾシカ肉の市場への安定供給を目的に、道内4社(現在8社)のエゾシカ肉処理事業者で組合を結成。行政や大学、小売業者、飲食店等との連携を通じてシカ肉の普及啓発と消費拡大を推進。札幌市内に組合直営のアンテナショップを開設するとともに、生体で捕獲したエゾシカの観光牧場をオープンするなど、エゾシカの総合的な利活用を推進している。
	NPO法人西興部村猟区管理協会 (西興部村)	2004年10月、西興部村全域での猟区(都道府県の認可により管理者が独自の管理をすることができる有料の猟場)開設の認可を受ける。ガイド付きの狩猟やエコツアの実施、シカ肉加工品の製造などを実施。また、村外からのゲストハンターに狩猟の場を提供しており、入猟者の宿泊・飲食や地元ガイドの雇用により地域経済に寄与している。
	南富良野エゾカヅカレー推進協議会 (南富良野町)	2008年2月に町内でエゾシカ解体処理施設が誕生した事を契機に、エゾシカを活用した「南富良野エゾカヅカレー」を開発し、ご当地グルメとしてイベントへの集客や観光に結びつける取り組みを行う。行政をはじめ、農業者・商工業者・農協・商工会が相互に連携を図りながら進めてきた農工商連携によるプロジェクト。
そ の 他	The Woman in Nature -shoot & eat- (江別市)	北海道で狩猟をはじめ野生動物に関わる様々な活動をしている女性たちのネットワーク。撃つこと(shoot)と食べること(eat)を2本の柱に、狩猟者確保のために女性ならではの視点と発想で狩猟環境を整えること、野生動物の資源的価値を再認識するために日本人の生活の中に野生動物との関わりを取り戻すことを目的とする。

(出所) 新聞記事等を参考に道銀地域総合研究所作成



左：観光養鹿場「阿寒グリーンファーム」のエゾシカ、右：エゾシカ肉の処理の様子
(写真提供：北泉開発株式会社)

2016年度の制度変更等から

2016年度（4月～2017年3月）に予定されている事項の中から、経済や産業、暮らしに関わる法改正・制度変更、主要イベントを中心に月別にまとめました。また、注目事項の中から5項目（★印）について、その概要等を次ページ以降で解説します。

2016年度の主な予定

月	日	内 容（○印は道内関連）
4	1	★「改正地域再生法」施行 ※（「地方創生応援税制＜企業版ふるさと納税＞」の創設 ※）
	1	「女性活躍推進法」における「事業主行動計画の策定」に関する部分が施行
	1	「障害者差別解消法」施行（障害を理由とする差別の解消を推進）
	1	「改正景品表示法」施行（消費者を誤解させる表示に課す課徴金制度の導入）
	1	「改正電気事業法」施行（電気小売業への参入が全面自由化）
	1	「改正農業協同組合法」施行（農業の競争力強化を目指す）
	1	「改正学校教育法等」施行（小中一貫教育を実施する「義務教育学校」を創設）
	1	国民年金保険料の引き上げ（15,590円→16,260円、670円上げ）
	1	未成年者を対象とする少額非課税投資制度（ジュニアNISA）の取引スタート
	24	○ 衆議院北海道5区選出議員の補欠選挙投票・開票
5	1	★「外国人旅行者向け消費税免税制度」の拡充 ※
	26	G7伊勢志摩サミット開催（～27日：三重県）
6	1	2017年度入社の大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の就職活動解禁
	8	○ 第25回YOSAKOIソーラン祭り（～12日：札幌市）
	19	「改正公職選挙法」施行（選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げ）
	24	○ 北海道お菓子フェア（～7月3日：札幌市）
7	2	○ 新・ご当地グルメグランプリ北海道2016（～3日：大樹町）
	13	○ 「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づく「飲酒運転根絶の日」（新設）
	—	2010年参議院議員選挙で当選した議員の任期満了（25日）に伴う参議院議員選挙
8	5	第31回オリンピック競技大会（～21日：ブラジル リオデジャネイロ）
	11	国民の祝日「山の日」（新設）
9	7	第15回パラリンピック競技大会（～18日：ブラジル リオデジャネイロ）
	9	○ さっぽろオータムフェスト2016（～10月2日：札幌市）
	19	○ 日本そば博覧会（～25日：新得町）
10	1	★「年金機能強化法」における「短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の運用拡大」施行
	10	○ No Maps（～16日：札幌市）（「札幌国際短編映画祭」を核として、「映画」「音楽」「インタラクティブ＜ICT関連技術＞」の3つのイベントを同時期に開催する国際コンベンション）
	—	○ 「赤レンガプロジェクト札幌」による道庁前庭の赤レンガ舗装完成（札幌建設業協会の創立100周年記念事業の一環として北海道建設業協会と共同で進めるプロジェクト）
11	3	日本国憲法公布70周年
	8	米国大統領選挙（一般有権者による投票・開票）
年内目処		「改正熱供給事業法」施行（熱供給事業者の参入規制が許可制から登録制に）
2	6	○ 第68回さっぽろ雪まつり（～12日：大通会場・すすきの会場）（～19日：つどーむ会場）
	19	○ ★2017冬季アジア札幌大会（第8回大会）（～26日：札幌市、帯広市）
3	26	○ 北海道新幹線開業1周年
事業年度		法人税率の引き下げ（23.9%→23.4%）（国・地方の法人実効税率：32.11%→29.97%）※
その他		★「改正医療法」施行 …改正法の公布日（2015年9月28日）から起算して2年以内（項目により1年以内）に施行（P8～11に関連記事あり）

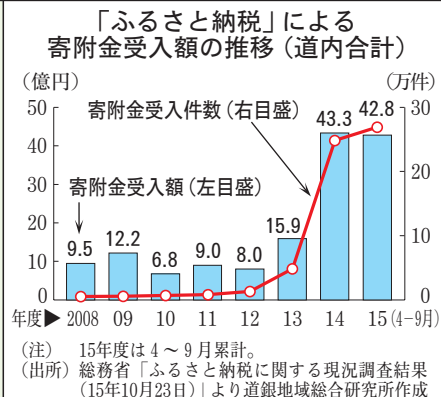
（注1）※印は国会で審議中（3月11日現在）。なお、税に関するものは「平成28年度税制改正の大綱」（2015年12月24日閣議決定）で示されたもの。

（注2）法人税率の引き下げに伴う国・地方の法人実効税率は、資本金1億円超かつ標準税率ベースの場合。

（出所）新聞報道、その他参考資料等をもとに道銀地域総合研究所作成

★「地方創生応援税制＜企業版ふるさと納税＞」の創設

4月1日、＜企業版ふるさと納税＞制度が創設されます。これは、地方公共団体（以下、地公体）が行う地方創生推進寄附活用事業（仮称）に対して企業が寄附金を支出した場合、寄附金額の一部を税額控除できる制度です。先行する個人版のふるさと納税制度では14年度以降、地公体の寄附金受入金額が急増。道内全体（道、市町村）では、15年度上半期だけで約43億円と、前年度の年間実績に迫る勢いで推移しました。地公体を応援する企業からの寄附金が地域活性化に活かされ、地方創生への取り組みのさらなる加速につながることを期待されます。



★「外国人旅行者向け消費税免税制度」の拡充

5月1日から、消費税免税販売の対象となる購入下限額が引き下げられます。工芸品など一般物品において、現行制度では購入合計が1万円を超えなければ免税となりませんが、引き下げ後は合計5千円以上で免税となります。また、免税で購入した物品を海外に直送する手続きが簡素化され、土産品を持ち運ぶ煩わしさも軽減されます。道内での免税販売は道央圏での扱いが圧倒的に多くなっていますが、制度拡充により、インバウンドによる消費効果が道内全体に広がることが期待されます。なお、拡充効果の享受に向け、地方（受入側）におけるソフト・ハード両面での態勢構築も重要なポイントになるでしょう。

消費税が免税となる購入下限額

消費税免税の対象品	現 行	改正後
一般物品 ・家電 ・バッグ ・衣料品 ・工芸品 等	1万円超	5千円以上
消耗品 ・食品 ・飲料 ・薬品 ・化粧品 等	5千円超	5千円以上

(出所) 財務省の資料を基に道銀地域総合研究所作成

★短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用条件緩和

10月1日から被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用条件が緩和されます。これまでは労働時間が「週30時間以上」の被用者（雇われている人）が適用対象でしたが、改正後は、「週20時間以上」などと適用対象が拡大され、短時間労働者に対する社会保障が手厚くなります。新たに適用対象となる被用者が増える事業主にとっては人件費（法定福利費）の増加要因となりますが、将来の労働力人口の減少が予想される中で、本改正が女性などの就業意欲の促進などを通じて、地域経済活性化につながっていくことが期待されます。

厚生年金・健康保険の適用対象の基準

現 行	○労働時間が週30時間以上
適用拡大	①労働時間が週20時間以上 ②月額賃金8.8万円以上 (年収106万円以上) ③勤務期間1年以上見込み ④学生は適用除外 ⑤従業員501人以上の企業
2016年10月～	

(注) ⑤の従業員規模については、適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。
(出所) 厚生労働省の資料を基に道銀地域総合研究所作成

★「2017冬季アジア札幌大会」開催

2017年2月（19～26日）に、冬季アジア大会（ほぼ4年毎の開催）が、札幌市と帯広市を会場として開催されます。第8回目を迎える同大会は、アジアオリンピック評議会（45の国・地域が加盟）が開催する総合国際スポーツ大会です。札幌での開催は、第1回大会（1986年）、第2回大会（1990年）に続いて3度目となります。今大会では、スキー（5種別）、スケート（3種別、スピードスケートのみ帯広市が会場）、アイスホッケー、カーリング、バイアスロンの5競技を予定。参加国等は約30の国・地域、選手・役員等を含めた参加人数は約1,500人と、過去最大規模となることが想定されています。今大会を通じて本道の魅力が道外・海外に広く情報発信され、「2026年冬季オリンピック・パラリンピック」の札幌招致に弾みがつくことが期待されます。

（上田 和夫）

間近に迫った医療法人制度改革 ～ 改正医療法の概要と施行に向けて準備すべき事項 ～

昨年9月16日に医療法の一部を改正する法律（以下、改正医療法）が成立し、同月28日に公布されました。公布日から起算して2年以内（項目によっては1年以内）において厚生労働省令で定める日から施行されることが決まっております、医療法人制度改革が現実のものとなります。

今回の改正内容は、「医療法人制度の見直し」と「地域医療連携推進法人制度の創設」が柱となっています。とりわけ、「医療法人制度の見直し」では、ガバナンスの強化とともに、経営の透明性を一層高める方向に改正されました。従来は、モデル定款にだけ記載されていたり、民法の善管注意義務の準用など、解釈面で曖昧な部分が存在していた医療法人の組織規定や役員の職務等が明文化され、経営面にも少なからず影響を与えるものと思われます。

そこで本稿では、「ガバナンスに関する事項」と「透明性の確保に関する事項」に焦点を当て、主な改正点と、施行に向けて医療法人が対応・準備すべき事項について解説します。

（※1）下記文中の囲み枠内には、解説している改正点に対応する条文（新たに規定）を記載しています。

（※2）下記文中の **要準備** 表示は、“改正医療法施行に向けて、医療法人が対応・準備すべき事項”です。

1. 医療法人制度の見直し～医療法人のガバナンスに関する事項

（1）社員総会・評議員会に関する主な改正点

□社員総会（社団の場合）の開催については、本改正の前から既に規定されていましたが、今回の改正では、評議員会（財団の場合）の開催についても明文化されました。

【第46条の3の2】

2. 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年1回、定時社員総会を開かなければならない。
3. 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

【第46条の4の3】

- 財団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年1回、定時評議員会を開かなければならない。
2. 理事長は、必要があると認められるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

・上記のほか、社員総会・評議員会が開催された場合には、議事録の作成と備置が必要となりました（第46条の3の6、第46条の4の7）。

・【第46条の3の2】2項、3項の条文は参考として記載しています（社団の場合は既に規定されている）。

要準備 社員総会・評議員会に関する規程の整備や見直しが必要となります。

（2）評議員に関する主な改正点

□評議員の欠格事由について、下記のとおり定められました。また、財団たる医療法人においては、評議員と当該医療法人の役員・職員の兼務が禁止され、今回の改正により兼務禁止の範囲が職員まで拡大されました。

【第46条の4】

2. 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の評議員となることができない。
 - 一 法人
 - 二 成年被後見人又は被保佐人
 - 三、四 省略
3. 評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならない。

要準備 評議員に不適格者がいないことの確認と、仮に存在する場合には後任を選任する必要があります。

（３）理事会に関する主な改正点

□理事会という機関設置が明文化され、理事会の職務について下記のとおり規定されました。

【第46条の 7】

理事会は、全ての理事で組織する。

2. 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 医療法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長の選出及び解職

・また、上記のほか、社員総会、評議員会と同様に議事録作成と議事録の備置が義務化されました（第46条の 7 の 2）。

要準備 理事会に関する規程の整備や、定款・寄付行為に関する規定変更の要否を検討する必要があります。

（４）役員に関する主な改正点

□役員の選任・解任に関する事項、理事長の権限に関する事項、理事・監事の職務に関する事項、役員の報酬に関する事項等について、下記のとおり規定されました。

（役員の選任・解任）

【第46条の 5】

2. 社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によって選任する。

3. 財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によって選任する。

【第46条の 5 の 2】

社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

4. 財団たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その役員を解任することができる。

- 一 職務上の義務を違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（理事長の権限）

【第46条の 6 の 2】

理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

（理事の職務）

【第46条の 6 の 3】

理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第83条（第46条の 6 の 4 による準用）】

理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

（監事の職務）

【第46条の 8 第 7 項・第 8 項】

理事が社員総会（財団の場合は評議員会）に提出しようとする議案等を調査すること。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会（財団の場合は評議員会）に報告すること。

【第46条の 8 の 2】

監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員の報酬）

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条（法第46条の 6 の 4 による準用）】

理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益）は、定款

にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条（法第46条の8の3による準用）】
監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

- ・医療法人が開設する病院等における施設管理者について、これまでも一定の要件によりその一部を理事に加えないことができたが、その要件が運用上で緩和されます（条文上は変更なし）。
- ・役員の報酬に関して財団の場合は、寄付行為規定に金額の定めがないときは、評議員会の決議により定めることとなります。
- ・上記のほか、理事が競業取引、利益相反取引を行う場合には、社員総会において、当該取引について重要な事実を開示し、承認を得る必要があります（第46条の6の4）。

要準備 選任・解任に係る手続きの見直し要否の検討、報酬に関するルールの見直し、定款・寄付行為の規定変更に関する検討、役員に関する規程整備の検討、競業取引及び利益相反取引の有無を確認する必要があります。

（５）役員の損害賠償に関する主な改正点

□役員の職務権限とともに、役員の損害賠償責任についても明文化されました。

【第47条】

社団法人たる医療法人の理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当該医療法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4. 前三項の規定は、財団法人たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事について準用する。

【第48条】

医療法人の評議員又は理事若しくは監事（以下この項、次条及び第49条の3において「役員等」という。）がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

- ・第47条は法人に対して、また、第48条は第三者に対しての損害賠償責任が規定されています。

要準備 損害賠償責任に関するルール整備の要否検討や、役員に関する規程の整備が必要になります。

2. 医療法人制度の見直し～医療法人の透明性に関する事項

（１）適用する会計基準、事業報告書等

【第50条】

医療法人の会計は、この法律及びこの法律に基づく厚生労働省令の規定によるほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

【第51条】

医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

- ・準拠すべき具体的な会計基準については、現時点では省令が未制定のため、明確になっていませんが、四病院団体協議会が作成した「医療法人会計基準」がベースになると想定されます。

要準備 準拠すべき会計基準が明確になった段階で、現在採用している会計処理の方法について、①会計基準に準拠しているか、②未適用の会計基準の有無、を確認する必要があります。

要準備 また、新たに関係事業者との取引状況に関する報告書の作成が必要になります。
関係事業者とは、理事長の配偶者がその代表であることその他の当該医療法人またはその役員と厚生労働省で定める特殊の関係がある者をいい、いわゆるMS法人等との取引を明らかにし、透明性を図ることを目的として作成が義務付けられました。そのため、関係事業者の有無や関係事業者との取引状況の把握が必要になります。

（２）公認会計士等による外部監査

【第51条】

2. 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。
5. 第二項の医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、厚生労働省令の定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

- ・厚生労働省令で定める基準に該当する医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士または監査法人の監査が義務付けられました。ただし、外部監査の対象となる法人の要件については、現段階では決まっていないので、今後注視していく必要があります。

要準備 各法人にとって、外部監査の対象になるか否かは気になるところですが、対象になるか否かに関わらず、適切に財務報告をできる人員体制や内部統制が構築されていることが大変重要になります。人員体制・内部統制の整備や再構築には相応の期間を要しますので、早期に現状把握を行い、問題点の改善に取り組むことが必要です。

（３）事業報告書等の承認、公告

【第51条】

6. 医療法人は、前二項の監事又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けた事業報告等について、理事会の承認を受けなければならない。

【第51条の２】

3. 第一項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る）は、社員総会の承認を受けなければならない。
4. 理事は、第一項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

【第51条の３】

医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令に定めるところにより、前条第三条（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の承認を受けた事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）を公告しなければならない。

- ・事業報告書等の承認に関する規定はこれまでありませんでしたが、監事又は公認会計士等による監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認が必要となりました。また、理事会承認後、貸借対照表及び損益計算書については社員総会（財団の場合は評議員会）の承認、それ以外の事業報告書等については、社員総会（財団の場合は評議員会）への報告が必要となりました。なお、公認会計士等の監査を受けている法人については、貸借対照表及び損益計算書の公告が義務化されました。

要準備 各機関の規程整備、経理規程の整備、定款規定の変更の要否の検討等が考えられます。

3. 適用時期

- ☐ 医療法人制度の見直しに関する改正項目のうち、「医療法人の透明性に関する事項」項目については、公布日から2年以内に施行され、それ以外の改正項目については公布日から1年以内に施行されることになります。
- ☐ なお、準拠すべき会計基準や公認会計士等による外部監査が必要な法人の範囲など、現段階で未確定な部分もあり、今後の動向を十分注視していく必要があります。

北海道における水素エネルギー活用の可能性

北海道大学大学院工学研究院
エネルギー環境システム部門

教授 近久 武美

《筆者略歴》

1954年生まれ、北海道出身。北海道大学工学部、米国ウィスコンシン大学大学院、北海道大学大学院をそれぞれ修了。北海道大学助教授を経て、2003年から同大学教授。専門は熱工学およびエネルギー工学。

「エネルギー・地球温暖化・経済」に関する警鐘本を出版準備中。

1. まえがき

2014年12月に世界に先駆けて燃料電池自動車「MIRAI」がトヨタ自動車から一般販売された。自動車の完成度は高く、2年程度の注文待ち状態のようである。それをきっかけとして、にわかに水素社会に対する期待が膨らみつつある。北海道は再生可能エネルギーの宝庫であり、これを利用した水素社会形成ならびに経済発展の可能性がある。本稿では道内における水素エネルギー活用に向けた取り組み動向、ビジネス形態、課題、ならびに企業および行政の重要な意識について論じる。

2. 水素利用社会と道内の取り組み動向

将来は炭酸ガス削減と持続可能性の観点からバイオマスや風力あるいは太陽エネルギーに基づいた社会を形成することが望まれている。北海道にはこのいずれも豊富にあり、日本の中で最も有利な地域と言える。風力や太陽のエネルギーは電力に変換され利用されるが、気象による電力変動に対処する技術を組み合わせなければならない。発電量が低い場合にはガスタービン等の火力発電によってバックアップする一方、余剰の場合にはそれを水電解によって水素に変換し、自動車部門やコジェネレーション（建物単位で発電と同時に熱

供給を行う高効率な装置）で利用する形態が有望である。さらに先の将来には余剰電力で製造した水素を貯蔵し、電力不足時に電力に逆変換することによってバックアップ用の火力発電すらも不要になるものと思われる。こうした社会は基本的に再生可能エネルギーをベースとして成立しており、環境との調和に加えて海外依存度が低く、セキュリティの高い社会を形成することができる。しかも、消費者が支払ったエネルギー代のほとんどが地域で循環することになり、経済的にも現在より豊かになる可能性がある。

このような意義と福島原子力発電所事故を受けて、政府は2014年4月にエネルギー基本計画を策定した。それは「3E+S」（安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）を目指し、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を22～24％程度にするという内容になっている。またその中で、水素は高いエネルギー効率、低い環境負荷、非常時対応能力等の観点から 将来の中心的な二次エネルギーの一つとして高く位置づけられている。さらに同年6月には水素・燃料電池戦略ロードマップが提示され、2020年代後半までに水素の本格導入と大規模な水素供給システムの確立を目指すことが示された。そのため2016年度予算案において、経済産業省は「水素社会の実現」関連に279億円、環境省は「再エネ等を活用した水素社会推進事業」関連に65億円を当てる計画となっている。

このような政府の方針を受けて、道内でも様々な取り組みが始まっている。表1は現在活動中のプロジェクト一覧である。まず、国土交通省の北海道局は「北海道水素地域づくりプラットフォーム」を2015年5月に設立し、水素利用に関する産学官の情報共有の場を形成している。一方、北海道は2015年3月に水素社会形成に向けた取り組みを推進することを目的として、「北海道水素イノベーション推進

協議会」を設置した。また、苫前町においてNEDOの支援を受けて「再生可能エネルギー由来電力の水素変換等による安定化・貯蔵・利用技術の研究開発」プロジェクトが2015年から始まっている。一方、環境省によるプロジェクトとして、「小水力を利用した水素製造・運搬・利用実証実験」が白糠町において開始された。さらに室蘭市では移動式の水素ステーションの設置と燃料電池自動車の導入を計画している。これらのプロジェクトを通して、水素エネルギー社会を実現するために必要な条件がある程度明らかにされる計画である。

表1 北海道における水素関連プロジェクト

プロジェクト名	事業主体 (事業主)	期 間
北海道水素地域づくりプラットフォーム	北海道局 (国土交通省)	H27年度～31年度
北海道水素イノベーション推進協議会	北海道	H26年度～27年度
風力電力を活用したグリーン水素製造事業	豊田通商 (NEDO)	H27年度～29年度
水素サプライチェーン構築実証実験	東 芝 (環境省)	H27年度～31年度
室蘭グリーンエネルギータウン構想	室 蘭 市	H27年度～32年度

(出所) 各種資料をもとに筆者作成

3. 水素エネルギーの可能性

水素の利用として最も有望なのは自動車部門である。自動車ではクリーンエミッション化と燃費削減が強く求められており、当面はハイブリッド自動車が優勢となっている。将来的にはこれに電気自動車と燃料電池自動車加わることとなる。私が過去に行った解析では電気自動車は航続距離や充電時間の制約から主流とはならず、むしろハイブリッド車ならびに充電機能付きのプラグイン・ハイブリッド車が優勢になるものと分析された。これに対して、燃料電池車は車両価格と水素価格が次に示す目安を達成した場合に顕著に普及し得ると試算された。すなわち、車両価格が同等クラスのガソリン自動車の1.5倍、また水素価格も同一発熱量比較でガソリンの1.5倍以下が目安である。現在販売されているMIRAIの価格は700万円に200万円の補助金がつき、消費者の購入価格は実質500万円となっている。

これは上記条件内に既に入っていると思われ、実際に購入希望者が殺到している状態にある。一方、水素価格はガソリン代が160円/リッターとした場合、同等な発熱量を持つ水素単価は50円/Nm³ (ノーマルリューベ¹) となり、その1.5倍となると80円/Nm³以下になって欲しい。これに対して現在の水素価格は100円/Nm³程度であり、まだ割高である。これは天然ガス改質によって製造される水素であり、水電解により製造される水素はさらに割高となる。水電解装置の効率を上げる他、関連技術のコスト低減が重要である。

再生可能エネルギー先進国のドイツでは8円/kWhくらいの風力電力を利用して製造した水素価格は80円/Nm³程度になると試算されており、概ね競争力を持つ価格帯に入ることがわかる。したがって、政府が炭素税を導入するなどしてガソリン価格を上昇させる一方、水素価格のより一層の低減努力をしたならば、再生可能エネルギーによる余剰電力から製造した水素が運輸部門等で用いられるような社会形成は十分可能な範囲にあると言える。

一方、オーストラリアの褐炭を水素変換すると同時に発生するCO₂を現地で地下埋設して、液化水素タンカーで我が国まで輸送し、30円/Nm³程度で輸入することが検討されている。この場合、水素ステーションまでの配送料金を加えて、60円/Nm³程度で供給し得ると試算されている²。したがって、風力等の余剰エネルギーによる水素製造はこうした輸入水素とも競争しなければならない。しかし、次節で論じるようにこれからは資金と技術の地域内循環に配慮すべきであり、この点余剰電力を利用した地産水素の意義は大きいと言える。

4. 現在の経済メカニズムの限界と地産地消

最近、世界各地で民族紛争やテロ事件が頻発しており、不安定な時代になって来た感がある。この根本的な要因は、貧困と民衆の不満が形を変えて暴力的な行為に走っているた

¹ 標準状態 (0℃、1 気圧) 時のガスの体積を表す単位。

² http://www.jcoal.or.jp/coaldb/shiryo/material/b_2_2.pdf

めと推察される。以前に比べて世界的なGDPは明らかに向上しているにもかかわらず、どうして貧困が深刻化し、また経済的な閉塞感が漂っているのだろうか。

我々は消費者目線で「安いことは良いこと」と当然のように思っているが、コストの起源をたどっていくと、いずれも人件費に辿り着く。そう考えると、価格競争は労働者減らし競争を追求していることに他ならないことに気づく。昔のように生産性の低い時代には競争もわずかで、作れば売れた時代と言える。そうすると多くの労働者の給料も確保され、購買力も高く保たれる。ところが、現代社会のように市場に比べて生産性が格段に向上した時代となると、価格低減・人員削減競争が激しくなり、度を越えた価格削減競争をすることになる。

国内で市場が飽和すると、次は市場を海外に求め始める。私たちは貿易を世界的に拡大し、できるだけ自由な競争をした方が豊かな社会を築けると考えている。TPP（環太平洋地域経済連携協定）もその一つである。しかし、輸出と輸入は概ねバランスするように為替レートが自動調整される特徴があるので、経済のグローバル化と貿易の拡大は単に世界的な産業の分業を進めるだけとなる。すなわち、輸出産業が伸びると次第に為替レートが上がり（円高となり）、輸入品が安くなるので農業のような海外競争力の弱い産業が衰退する。このように経済を分析するならば、これまでの概念による経済メカニズムでは結局のところ国民は豊かにはなれない。

熱力学の中にエントロピーという概念がある。エントロピーは「状態の安定性」を表す指標で、この概念によると、全く同一の能力を持った人たちの間で限られた富を獲得競争する場合、少数の豊かな者と大多数の貧しい人の分布がつくのが自然の道理であることが示される。これが最も自然な現象であり、自由競争に任せた場合にはこのような貧富の分布になるのである。こうした状況が進行すると、失業者の増加によって結果的に社会全体の購買力が低下し、経済活性が低下することになる。したがって、生産力が過剰な時代に

は、これまでとは異なった価値観の導入が必要となる。それは安売り競争をやめ、それぞれのサービスに対して十分な付加価値を与えながら、多くの人が労働にありつけるようにワークシェアを進める社会である。

そのためには地産地消という概念が有効となる。すなわち、地域で生産されたものを地域住民がなるべく高く買う仕組みである。このお金は地域で循環するので、高い代金を支払ったとしてもそれが自分たちの給料となって返ってくることを実感できる。したがって、北海道において再生可能エネルギーを用いてエネルギーを生産し、それを地産地消するならば地域経済はむしろ活性化する。この点、現在のエネルギーの仕組みでは道民が支払ったエネルギー代の約半分以上が海外や道外に流出している。これに対して、再生可能エネルギーを増やし、そのインフラ投資とメンテナンスに対するお金が道内で循環するのであれば、経済は活性化することになる。その場合、エネルギー価格は少々割高であってもよく、特に民生用のエネルギー価格は高くても良い。ただし、道外製品と競争している産業部門のエネルギー価格は多少据え置く必要がある。民生用エネルギー価格の上昇に伴う生活困窮者に対する支援は、別途補填する仕組みを考えれば良いのである。

表2は日独の炭酸ガス削減目標、原発比率、風力や太陽電池の設備コストならびに家庭用の平均的な電力価格の比較である。表より明らかにようにドイツは日本に比べて格段に高い炭酸ガス削減目標を掲げていると同時に、2022年までに原子力発電を全廃することを決定している。このために再生可能エネルギーの導入補助政策を積極的に進めており、その結果として現在では格段に風力や太陽電池の設備コストが低下している。こうした努力によって、世界で再生可能エネルギービジネスを展開できるだけの技術競争力を既に十分につけている。一方、これに伴う家庭用の電力価格は日本よりも格段に高くなっているが、市民から大きな反対は無く、経済的にも活性化している。このドイツの状況は上記の議論が間違っていないことを実証してくれている。

表2 エネルギー政策および技術の日独比較

項 目	時 点	日 本	ド イ ツ	出 典
CO ₂ 削減率(2013年比)	2030年	-26%	-28%	IGES ホームページ:Climate Updates、「2013年比26%削減」は本当に「国際的に遜色ない水準」か?、倉持壮(2015年6月22日)
CO ₂ 削減率(1990年比)	2030年	-14%	-40%	
CO ₂ 削減率(1990年比)	2050年	-80%	-80~95%	
原発比率	2030年	20~22%	0%	総合資源エネルギー調査会 長期エネルギー需給見通し小委員会(2015)
家庭用電力価格	2014年	22.1円/kWh	38円/kWh	総務省家計調査報告(2014)、 Insights from Germany's Energiewende, Agora Energiewende(2015)
太陽電池 kW単価	2014年	41万円/kW	16万円/kW	http://kakaku.com/taiyoukou/price.html , Agora Energiewende(2015)
風力発電 kW単価	2012年	20~35万円/kW	17万円/kW	NEDO 再生可能エネルギー白書 第2版(2014)
水素価格	2014年	100円/Nm ³	104円/Nm ³	ドイツNOW 聞き取り調査(2015)

(注) 1€(ユーロ)=130円と換算。

(出所) 各種資料をもとに筆者作成

5. 道内経済のあり方とビジネスチャンス

上述したように、エネルギーによって北海道経済を活発にするためには、エネルギーに支払う金額を大きくする一方、支払った金額が道内で循環するようにすることが重要である。したがって、道内においてバイオマスや風力ならびに太陽エネルギーのインフラ導入を進めると同時に、余剰エネルギーを水素変換して利用するシステムの構築は道内経済を多いに活性化する可能性がある。そのため、海外から水素をたとえ安く輸入できたとしても、道内で生産した水素を利用する社会の方が北海道に取って望ましい。

ここで道内の産業構造には大きな問題があることを認識しなければならない。産業連関分析を行って明らかになったのだが、風力や太陽電池あるいは省エネルギー性の高いコジェネレーションの導入を促進しても、道内に還元される割合はあまり大きくはないのである。これは関連する機械製品類の大部分を道外から購入する構造となっており、道内に還元されるのはそれらのメンテナンスと土木工事しかないためである。したがって、北海道経済が新しいエネルギービジネスで豊かになるためには、風車や太陽電池、バイオマスエネルギー利用装置、水素製造装置等、様々な機器類を内製できるような産業構造としなければならない。

このことは長く一次産業と土木・建築産業に依存して来た北海道に取っては容易なことではない。しかし、道内に工場を誘致し、北海道産の技術を優先して購入することは道民の意思次第なのだ。行政が何らかの形でこれをリードできれば望ましいが、それが難しいと

しても北海道の経済人がこのことを強く意識して協力し合うならば不可能なことではない。特に北海道はエネルギー会社や行政単位が概略一致した独立系を形成しており、業界の主要メンバーの顔が互いに見えるサイズにある。しかも、豊富な土地と再生可能エネルギー資源の宝庫である。これまでのように単に安さを追求するのではなく、域内でお金が循環し、雇用が創出されることに視点を向けながら、新しいエネルギーインフラ形成に資金投入をするように協力し合うことによって、長期的に豊かで持続可能な社会を形成できるものと思う。

6. まとめ

現在の世界的な経済構造は限界にきており、新しい概念による経済の活性化が必要である。それは域内で極力お金を循環させ雇用を増やす概念であり、エネルギーの地産地消はそれに適っている。道内に豊富にある再生可能エネルギーを増やし、それを地産地消することはその一つである。その場合、再生可能エネルギーの変動を吸収する仕組みが必要となる。余剰電力を利用して水素を製造し、これを運輸部門やコジェネレーションで利用するほか電力不足時に発電利用する構造が有望である。ただし、現在の北海道の産業構造では設備関連費用が道外に流出することとなる。したがって関連設備を内製し、それらが割高で技術力が低かったとしても道内製品を優先して購入し、道民全員でこれを支援するような思想が必要である。これが可能となれば、将来的にエネルギーと食料ならびに関連機械産業で活性化した道内経済を実現することが出来るはずである。

ウラジオストクで開催された「第1回東方経済フォーラム」

昨年9月3～5日、ウラジオストク市ルースキー島の極東連邦大学キャンパスで第1回東方経済フォーラムが開催されました。ロシア連邦政府がロシア極東（以下、極東）の発展を重要視している中で開かれた今回のフォーラムには、国内外から2,000人を超える企業家、投資家、ジャーナリストなどが出席。ロシア側からはプーチン大統領、メドベージェフ首相、ミクルシェフスキー沿海地方知事をはじめとした政府関係者や多くのビジネス関係者が出席しました。海外からは日本、中国、韓国、カンボジア、ベトナム、アルゼンチンなど32カ国・地域から、全体の3割を超える出席者があり、中でも日本（大手総合商社、エンジニアリング会社、金融機関等）、中国、韓国からの参加が多かったようです。

国内外からの投資で極東発展を目指す

プーチン大統領はフォーラム本会議の挨拶の中で「極東発展のための主な優先課題は、①積極的な社会発展政策、②近代的な交通・教育インフラの整備、③手頃な価格での住居提供、④高品質サービスを提供する医療システムの創造などであり、そのために経済の自由を拡大するとともに、国内外の投資家に対しビジネスを行うための最良の条件を提供する」と述べました。

フォーラムの主要なテーマは、「産学官民連携を活かし極東の発展を急速に進めて行くこと、そしてアジア太平洋地域との国際協力拡大を図ること」でした。フォーラムは複数の本会議と「農業コンプレックス」「漁業及び水産養殖」「先行発展領域（TOR）^{（注1）}及び自由港^{（注2）}」など各経済分野の分科会から構成され、極東の投資可能性に関する議論や、会場でプレゼンテーションが実施されたプロジェクトに関する議論などが行われました。

日本、北海道からの投資可能性について議論

日本・韓国・中国については、それぞれロシアとの二国間セッションが開かれ、日ロ間では、ビジネスラウンドテーブルとして、極東での日本製品生産や、医薬、農業、水産、極東での都市開発

など新規分野への日本からの投資可能性について活発な議論が行われました。同テーブルには、当行・堰八会長も出席し、当行の極東での活動内容を説明したほか、極東におけるビジネスの展望と課題について意見交換。さらに、ミクルシェフスキー知事と会談を行い、沿海地方への道内企業の進出可能性等について意見交換をしました。

（注1）先行発展領域（TOR）：連邦法第473「ロシア連邦における優先的社会経済発展区域について」が2015年3月30日に発効。関税優遇、社会保険料の減免、法人税率の引き下げなどの税制優遇策や規制緩和により投資の誘致や加速的な社会経済の発展を促すもの。主な分野は工業、農業、ロジスティックス、観光、鉱業など。

（注2）自由港：連邦法第212「ウラジオストク自由港について」が2015年10月12日に発効。沿海地方の15自治体において適用され、入居者に対して税額控除、通関・査証手続きの簡素化、行政障壁の最大限の撤廃などの一連の特恵が与えられるもの。日本や中国などアジア各国との人やモノの交流拡大を目指すもの。

当初、主催者側では参加者を1,000人ほどと想定していましたが、最終的には想定の2倍超が参加。開催直前まで人数制限等が行われるなど混乱が発生したものの、国内外での注目度の高さがうかがえました。主催者側の発表によると、フォーラムでは「約80件、総額1.3兆ルーブルにものぼる合意が締結」されました。ロシア国内では、本フォーラムは大きな成果をあげたと評価されているようです。

ウラジオストク駐在員事務所
副所長 伊藤 清平



フォーラム（日ロビジネスラウンドテーブル）の様子

調査ニュース（2016・4）NO.377

発行 株式会社 北海道銀行（ホームページ<http://www.hokkaidobank.co.jp>）
企画・編集 株式会社 道銀地域総合研究所 経済調査部（照会先：黒瀧）
〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地 道銀別館ビル
TEL (011) 233-3562 FAX (011) 207-5220
〈本誌の無断転用、転載を禁じます〉